3　大学教育又はそれ以上の教育を修了していないベトナムの自然人であって、情報処理技術に関する試験に合格しており、かつ、情報処理に関する技術又は知識を必要とする1(a)に規定する活動に従事するものについては、1(a)の規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可される。

4　3に規定する試験は、日本国政府からベトナム政府に通報されるものをいう。

第五節　看護業務に従事するベトナムの自然人

日本国の法令により「看護師」としての資格を有するベトナムの自然人については、一年間又は三年間（この期間は、「看護師」の免許を取得した日から七年が経過するまでの間であれば、更新することができる。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

B　第七十九条の規定に基づく追加的な交渉に係る事項

日本国は、第七十八条の規定に従って設置される自然人の移動に関する小委員会において、この協定の効力発生の後、可能な場合には一年以内に、遅くとも二年以内に結論に達することを目的として、ベトナムの看護師及び介護福祉士の日本国による受入れの可能性についてベトナムと交渉を開始する。

第二部　ベトナムの特定の約束

注釈　第一節から第四節までの規定に関し、ベトナムの約束は、附属書五のベトナムの特定の約束に係る表に含まれる分野に限られる。

第一節　日本国の短期の商用訪問者

ベトナム国内に源泉のある報酬を得ることなくベトナムに入国し、及び滞在し、かつ、サービス提供者のサービスの販売のための交渉を目的として当該サービス提供者を代表することに関連する活動に従事する日本国の自然人については、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該販売が一般公衆に対する直接の販売に当たらず、かつ、(ii)当該自然人が当該サービスの提供に直接従事しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第二節　日本国の企業内転勤者

1　ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。以下この1において同じ。）であって、異動に先立ち少なくとも一年間当該日本国の企業によって雇用されているものが、一時的に企業内転勤者として当該業務上の拠点に異動する場合には、入国及び当初三年間の一時的な滞在が許可されるものとし、その滞在の期間は、ベトナムにおける当該業務上の拠点の運営の期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。この場合において、当該日本国の企業の業務上の拠点における経営者及び役員並びに専門家の総数の少なくとも二十パーセントは、ベトナムの国民であることを条件とする。ただし、一の企業につき少なくとも三人の経営者及び役員並びに専門家については、ベトナムの国民でなくとも入国及び一時的な滞在が許可される。

2　経営者及び役員とは、事業に係る役員会若しくは株主総会又はそれらに相当するものから一般的な監督又は指示のみを受けつつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業の経営についての指示（当該業務上の拠点又はその一部門若しくは部局に対する指示、監督的、専門的又は管理的立場にある他の被用者の業務についての監督又は管理並びに雇用及び解雇を独自に行い、又は雇用、解雇その他の人事に関する事項について勧告を行う権限の保持を含む。）を主として行う者であって、当該業務上の拠点による実際のサービスの提供に関する業務を直接行わないものをいう。

3　専門家とは、機関において業務を行う自然人であって、高度の水準の専門的知識を有し、かつ、当該機関のサービス、研究設備、技術又は経営に関する知識を有するものをいう。そのような知識を評価するに当たっては、業務上の拠点に特有の事情に関する知識に加え、特定の技術的知識を必要とする種類の業務又は貿易に関し、当該自然人が高度の水準の技能又は資格を有しているか否かについても、考慮する。専門家には、許可制の職業に従事する者を含むことができるが、それに限られない。

4　ベトナムの国民によって代替することができず、かつ、ベトナム国内に業務上の拠点を設立した日本国の企業のベトナム国内での活動に参加させるため当該企業によってベトナム国外において雇用される経営者及び役員並びに専門家（それぞれ2及び3に定義するものに限る。）は、関連する雇用契約上の雇用期間又は三年間のいずれか短い期間（この期間は、当該経営者及び役員並びに専門家と当該業務上の拠点との間の雇用契約上の雇用期間の範囲内であることを条件として、更新することができる。）、入国及び一時的な滞在が許可される。

第三節　ベトナムにある公私の機関との間の契約に基づいて業務活動に従事する日本国の自然人

ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業の被用者である自然人は、九十日間又は契約期間のいずれか短い期間、入国及び滞在することができる。ただし、次の(a)から(e)までに規定する条件及び要件が適用されることを条件とする。

(a)　当該日本国の企業は、ベトナム国内において業務活動に従事しているベトナムの企業からサービスの提供に関する契約を得ていなければならない。ベトナムの権限のある当局は、当該契約が有効なものであることを保証するために必要な手続を設ける能力を有しなければならない。

(b)　当該自然人は、次の(i)から(iii)までに規定するものを有しなければならない。

(i)　大学の学位又はそれと同等の水準の知識を有することを示す文書であって、技術に関する資格に係るもの

(ii)　関連する分野における活動を行うためにベトナムの法令に従って要求される場合には、職業上の資格

(iii)　当該分野における少なくとも五年間の職業経験

(c)　当該サービスの提供に関する契約の対象となる当該自然人の数は、ベトナムの法令及び要件に従って決定される人数であって、当該契約を履行するために必要なものを超えてはならない。

(d)　当該自然人は、ベトナム国内に業務上の拠点を有しない日本国の企業によって二年以上の期間雇用されており、及びその間前節3に規定する「専門家」の要件を満たしていなければならない。

(e)　当該自然人の入国及び一時的な滞在は、電子計算機サービス及び関連のサービス（CPC八四一―八四五、八四九）並びにエンジニアリング・サービス（CPC八六七二）について認められる。

注釈　この(e)の規定の適用上、「CPC」及びそれに続く番号は、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）による。

第四節　業務上の拠点の設立に責任を有する日本国の自然人

日本国のサービス提供者である法人の経営者及び役員（第二節2に定義するものに限る。）であって、当該サービス提供者の業務上の拠点をベトナム国内に設立することに責任を有するものは、入国及び一時的な滞在が許可される。ただし、(i)当該経営者及び役員がサービスの販売又は提供に直接従事せず、(ii)当該サービス提供者が事業の主要な拠点を日本国内に有し、及びベトナム国内に他の業務上の拠点を有しないことを条件とする。当該自然人の滞在は、九十日間に限られる。

第五節　看護業務に従事する日本国の自然人

ベトナムの法令により看護師としての資格を有する日本国の自然人については、当初三年間（ベトナムの関係法令に従って更新することができる。）、看護業務を行うために入国及び一時的な滞在が許可される。

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
法務大臣　森　英介
外務大臣　中曽根弘文
財務大臣　与謝野　馨
文部科学大臣　塩谷　立
厚生労働大臣　舛添　要一
農林水産大臣　石破　茂
経済産業大臣　二階　俊博
国土交通大臣　金子　一義
環境大臣　斉藤　鉄夫